



一般会計の予算総額は112億円。昭和47年度の当初予算と比較すると24億9610万円多く、28.7%の伸びを示しています。また、特別会計は水道事業、病院事業会計、国民健康保険事業会計を含め20会計で、予算総額は64億5594万円となりました。したがって、一般会計、特別会計の総予算額は176億5594万円となり、47年度当初に比べると34億9638万円の増加となりました。なお、主な事業は次のとおりです。

112億円の使いみちは

明るい豊かな市民生活への環境づくり……37億1779万円

富士地区に下水処理場の建設をすすめる

■道路整備……8億7637万円

都市計画街路の整備は5億8016万円で臨港富士線や田子浦伝法線、吉原沼津線五味島岩本線など27路線の改良、舗装などを行ないます。

一般市道の整備費は2億9621万円で、伝法原田線、柚木松岡線、久沢間門線など144路線の改良や舗装、ガードレールの設置、用地買収などを行ないます。

■交通安全対策……6004万円

幼児や老人を事故から守ることを目標に、人と車の完全分離のため本市場中央病院線、蓼原柳島線など5路線に歩道を

設置します。このほか、ロードフラッシュヤーを10カ所、キヤッツアイを20カ所、街路照明灯を17カ所に設置します。

■依田原新田土地区画整理……

…4億7200万円

都市計画街路や臨港富士線、田子浦臨港線を中心に、小潤井川の付替え工事、区画街路の築造などを行ないます。錦町青島、高島地区を重点的に40戸の家屋移転を行ないます。

■富士駅周辺土地区画整理……

…3億1526万円

家屋移転を中心に、蓼原富島線など7

路線の街路築造を行なうとともに、駅前商店街の整備改善、宅地の利用増進をはかります。

■住宅対策……4億3549万円

富士団地の用地買収と市営住宅120戸の建設を3億1157万円で行ないます。また、勤労者の住宅確保をはかるため、勤労者住宅建設資金の貸付け枠を拡大しました。

■下水道事業……9億1232万円

公共下水道事業は4億2210万円で、富士地区の処理場建設工事に着手するとともに、吉原・富士の両地区の下水管の埋設工事などを行ないます。

岳南排水路整備事業は4億4002万円で、4号の築造工事、5号の第2排水路工事、4号の支線受託工事を行ないます。

■ごみとし尿処理……7600万円

ごみ収集車4台の購入、第2清掃作業所焼却炉の改良などを5000万円、し尿処理施設の改良などを1750万円で行ないます

環境保全対策の積極的推進……4億187万円

“緑”のまちづくりに 市営ほ場や市民の森を

■公害防止対策……6800万円

前年度に引き続き各企業に煙道中のイオウ酸化物の測定器を設置させますが、この経費を助成します。「富士503計画」達成のため、中小企業が公害除去施設などを設置する場合の貸付金にも利子補給も行ないます。大気汚染防止対策の一環として、市関係施設の使用重油を灯油ま

たはガスに切り変えます。

■都市緑化……2億6706万円

広見公園、雁公園など都市公園の整備を8100万円。丸火自然公園の造成を5900万円。富士本地区花木団地などの整備を9800万円で行ないます。このほか、街路樹の植栽、市直営のほ場の設置、市民の森の造成、公共施設の緑化、さらに緑い



【市の施設は灯油かガスに】

教育環境の充実と社会体育施設の整備……11億2120万円

吉原一校の新改築や 学校施設の開放などを

■小学校の整備……1億2800万円

原田小学校の屋内運動場を4095万円で建設します。丘小学校のプールを1705万円で新設します。今泉小学校の校舎の補修を500万円で実施します。吉永第1小学校改築のための設計委託料を300万円計上しました。債務負担行為によつて建設した丘小学校の予算化を行ないました。

■中学校の整備……5億1300万円

仮称見原中学校の建設を1億7万円、吉原第1中学校の新改築を2億29万円、すでに債務負担行為によつて改築中の田子浦中学校の予算化を行ないました。吉原第2中学校の屋内運動場を5237万円で新設します。岩松中学校改築のための設計委託料は200万円です。

■幼児教育……1400万円

私立幼稚園の運営助成、保護者助成費の増額、私立幼稚園就園奨励費の助成などを実施します。

■社会教育施設の整備……2966万円

富士南公民館を2816万円で建設します。神戸公民館の[設計委託料として100万円を計上しました。郷土のすぐれた文化遺産を永久に保護、保存するための郷土資

料館建設の調査も、前年度に引続き実施します。

■社会体育施設の整備……4億2222万円

総合運動公園の用地購入と整地工事を2億5000万円で進めます。運動広場としての機能を備えた富士川緑地公園の整備を6000万円で、学校体育施設の開放に伴う運動場への夜間照明施設などの整備を1050万円で進めます。市民プールの建設を前年度に引き1億172万円で実施します。



【吉原第1中学校の新改築を行ないます】

市民のくらしを守る福祉の増進……19億277万円

心身障害児が通園する 特殊保育園を建設

■児童福祉対策……2億5640万円

広見と天間地区に保育園の建設を7647万円で進めます。児童遊び場の整備を435万円で進めます。乳児医療費の無料化を実施するため4600万円を計上しました。

■老人福祉対策……2億1156万円

70才以上の老人が安心して医療を受け

られるように所得制限の撤廃と、65才から69才までの寝たきり老人に対する医療費の公費負担を行なうため1億900万円を計上しました。老人居室整備資金の貸付けを1700万円で進めます。このほか、老人家庭奉仕員の増強、老人の希望と能力に応じた就労相談など老人福祉相談コーナーを新設します。

■心身障害児（者）対策……8487万円

心身障害児通園のための特殊保育施設を2163万円で建設します。くすの木とふじやま学園の職員宿舎を5554万円で建設します。福祉手当を月額2500円から3000円に増額します。このほか、重度心身障害児（者）の医療費助成を市独自の制度として実施します。

■公害病医療救済……3852万円

市公害病認定患者の医療救済費が2040万円、医療手当1762万円などです。

■消費者対策……13億円

生鮮食料品を中心とした流通機構の整備をはかるため、公設卸売市場を13億円で建設します。

つばい市民の会などに緑化活動への助成などを行ないます。

■自然保護と土地利用……500万円

富士山や愛鷹山麓の自然保護と有効的な土地利用をはかるため、自然環境の保全と土地利用計画に関する科学的専門調査を行ないます。

■河川整備……6700万円

天間沢や上堀、今泉用水など23河川のしゅんせつを1200万円で進めます。福泉川、清水川、旧早川排水路など30河川の新設改良を3600万円で進めます。このほか、加島水門の改良、久沢排水路の改修なども実施します。

その他の主要事業……3億5744万円

富士駅南地区に消防分署の 用地を確保します

■農業振興対策……1億4264万円

沼川流域たん水防除事業や富士東部ほ場整備事業など県営土地改良事業の負担金に3620万円、中野三ツ倉、岩本山農道などの団体営土地改良事業に2525万円を市負担分として出します。これらに関連する実質事業費は5億7787万円となります。このほか、大淵大久保地区の第2次農業構造改善事業に4677万円、三四軒屋排水路事業など市営土地改良事業に1682

万円、林道開設事業を1760万円で進めます。

■消防対策……5980万円

常設消防関係では、消防署富士南分署を新設するため、用地を2000万円で購入します。防火水利の整備は、防火水槽8基の設置を2100万円で進めます。消防団関係では、消防分団詰所の新築、消防分団普通ポンプ車の購入などを2960万円で進めます。

一般会計当初予算



各会計別予算

一般会計……………112億円

特別会計……………42億8452万円

<特別会計>

国民健康保険事業……………11億9000万円

下水道事業……………5億 750万円

青島・津田土地区画整理事業……………1400万円

依田原新田土地区画整理事業……………4億7200万円

学校給食事業……………4875万円

魚市場事業……………606万円

地方卸売市場事業……………13億3010万円

駐車場事業……………3828万円

公共用地先行取得事業……………6億360万円

内山……………2370万円

旧吉原……………50万円

旧島田……………133万円

旧今泉……………2650万円

旧今泉・一色・神戸・今宮……………940万円

旧元吉原……………120万円

旧須津……………154万円

旧吉永……………391万円

旧原田……………615万円

<企業会計>

水道事業……………11億3817万円

病院事業……………10億3325万円

市の予算総額……………176億5594万円

老人部屋の増改築に融資

老人居室整備資金貸付け条例が制定されました。この条例は老人同居世帯や老人と同居しようとする世帯が、老人専用の居室を増改築する場合、必要な資金の貸付けを行なうものです。

資金の貸付けを受けられるのは、60才以上の老人と同居する親族や老人で、次のことに該当する人です。

- ・市内に住んでおり、これからも引続き住む人。
- ・自己の資金で、増改築を行なうことが困難な人。
- ・貸付けを受けた資金の返済能力がある人。
- ・増改築について正当な権利を持っている人。
- ・市税を完納している人。

貸付け金の限度額は、1世帯当り老人

…最高85万円まで…

1人の場合50万円、2人以上の場合は85万円です。

■貸付け金の返済は
借受けた月の翌月から起算して10年以内です。

■返済方法は
元利均等月賦償還です。しかし期限前であつても貸付け金の全部または一部を繰り上げて返済することはできません。

■貸付け金の利息は年3%。なお返済が遅れたときは、延滞金額につき年10.95%の違約金を支払わなければなりません。

■保証人は
市内に住み、独立の生活を営む世帯で身元が確実な人。市税を完納している人2人を連帯保証人に定めなければなりません。

■貸付けの契約は
貸付けの決定を受けた人は、受けた日

から1カ月以内に、契約書と工事請負契約書の写し、申請者と連帯保証人の印鑑登録証明書などを提出しなければなりません。

■工事の着手は

資金の貸付け契約を結んだ人は、2カ月以内に工事にかかり、市長に届け出をしなければなりません。

■貸付け金の交付は

建物の屋根ふきが終つたとき、貸付け金が交付されます。



【お年寄りの居室の増築に融資します】

なお、不正な手段により貸付けを受けたときや、故意に貸付け金の返済をしなかつたときなどは、貸付けの取消しや貸付け金の返済をしなければなりません。

整備資金の受付けは6月に実施いたしますが、日時が決まりしだいお知らせいたします。

貸付け金額	返済回数
10万円以下	24回以内
20万円以下	48回以内
30万円以下	72回以内
40万円以下	96回以内
40万円をこえるもの	120回以内

市は国・県にさがけ、4月1日から赤ちゃんからお年寄りまで一貫した医療救済を実施します。今回実施するのは、70才以上の老人、65才以上の寝たきり老人、重度の心身障害児(者)0才児で、いずれも所得制限を撤廃しました。対象になるのは6800人くらいですが、これらの制度は申し出によつて医療費が支給されますので、早目に手続きをしてください。

〃〃〃〃〃 老人医療費

65才以上の寝たきり老人も 対象に

老人医療費の支給は、これまで70才以上の老人で、所得の多い人は除かれていました。しかし、4月1日からは所得制限がなくなり、生活保護などを受けている一部のを除き、だれでも受けられるようになりました。また、65才から69才までの寝たきり老人も同じように受けられます。

65才から69才までの老人の場合は、市内に6ヵ月以上住んでいる人で、日常生活に人の手助けがいる人などです。

医療費の助成を希望する人は、申請書を福祉事務所保護課へ出していただきます。申請があると内容を審査し、該当者には「老人医療費受給資格者証」を交付します。該当者にはすでに通知を出しま

したが、まだ手続きの済んでいない人は早目に済ませてください。受給資格者証がないと医療費の助成は受けることができません。

助成する医療費は、医療保険によつて給付された場合の自己負担分に相当する額です。したがって、入院したときの付き添料やへや代の差額分など保険給付に含まれていないものは支給の対象になりません。

医療を受けられるのは、医療保険をあつかつ

ている病院や診療所、薬局です。医療を受けるときは、窓口で保険証といつしよに受給資格者証を出していただきます。なお、市外の医療機関でも医療を受けることができますが、あらかじめ福祉事務所へ申し出て、必要な書類を受けとつてからにしてください。

医療を受けたとき、やむをえない事情で、自己負担分を支払つた場合は、医療費助成金支給申請書に支払つたことの証明になる書類を添えて、保護課へ申請してください。申請者に医療費の助成分を支払います。



【該当者には受給資格者証を交付します】

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃 重度心身障害児(者)医療費

2才以上65才未満の 障害者が対象

重度心身障害児(者)の医療費も助成します。助成を受けられるのは、2才以上65才未満の、精神や身体に重度の障害がある児童、知能指数が35以下の人、身体障害者手帳を交付されている1級と2級の障害がある人などです。

助成を希望する場合は、福祉事務所保護課に申請書を出して、受給資格者証の交付を受けてください。

医療費の助成額や医療を受けられる医

療機関、医療を受けるとき病院などの窓口へ出すもの、市外の医療機関で医療を受けるときの手続きなどは、老人医療費の助成を受けるときと同じです。

医療費の助成を受ける場合は、やはり支給申請をしていただきます。したがって、医療機関で医療を受けたときは、窓口で自己負担分を支払つていただきます

その窓口で翌月10日から20日までの間に証明書を受け取り、その月の20日から月末までの間に、保護課へ医療費助成の申請手続きをしていただきます。なお、申請するときは支払いの関係がありますから、午後2時30分までに済ませてください。

〃〃〃〃〃 乳児医療費

0才児にも医療費を 助成します

乳児を病気から守り、健やかな成長を願ひ、乳児にかかる医療費の負担を軽くするため0才児を対象に医療費の助成を行います。

医療費の助成を受けることができるのは、満1才未満の乳児の保護者で、住民基本台帳に登録し、医療保険に加入している人です。助成を希望する保護者は、乳児医療費助成申請書を福祉事務所児童課へ出して、受給資格者証の交付を受けてください。

受給資格者証は、保険医療機関などで診療を受けるとき、保険証といつしよに窓口に出していただきます。助成する医

療費は、診療などにかかつた費用から、保険給付額、療養付加給付額などを差し引いた額です。

この資格者証で療養を受けたときは、窓口で一たん料金を支払つてください。その医療機関で証明書を受け取り、療養を受けたときから翌月末日までに、児童課へ、助成金の支給申請書を出していただきます。

